

一五世紀後半 甲斐武田家の権力掌握について

The Seizure of Power by Takeda Family in Kai Province during the Late 15th Century

西 川 広 平

要 旨

日本中世史の研究において、甲斐武田家は戦国大名の成立過程をめぐる研究の代表的な事例となってきた。しかしながら、一六世紀の武田信虎・信玄・勝頼期における支配体制が注目される一方、甲斐武田家の権力が成立した過程については、これまで十分に研究が蓄積されてきたとは言い難い。本稿では、一五世紀後半における幕府および家中との関係を通して、甲斐武田家が甲斐国において公権力としての地位を確立した過程を探った。この結果、甲斐武田家による家中の形成や公権力の掌握は、武田信重期に端緒が見られ、信昌期における幕府との交渉ルートの独占や京都とのネットワークを有する国人の家中編入を介して、家中の支配と甲斐国における公権力の掌握との一体化が確立したこと、そして信繩期には地域社会において、守護職補任の有無を問わず「国主」という概念により統治の正当性が受容されたことが判明した。こうした過程を経て、甲斐武田家の権力基盤が整ったのである。

キーワード

武田家、甲斐国、室町幕府、守護職、家中

はじめに

戦国期に甲斐国を統治した武田家（以下「甲斐武田家」という）は、家中の編成や領国の統治等を通して、戦国大名の成立過程をめぐる研究の代表的な事例となってきた。⁽¹⁾この一方、室町幕府（将軍）が有する公権の分与を通して、室町期の守護権力との連続性を重視した戦国期守護論の主要な研究対象ともなった。⁽²⁾

いずれの見解も、一六世紀の武田信虎・信玄・勝頼期における支配体制が注目される一方、戦国大名乃至戦国期守護としての甲斐武田家の権力が成立した過程については、これまで十分に研究が蓄積されてきたとは言い難い。こうした研究状況の中、武田信昌が一五世紀後半に「守護代」跡部家に勝利して、一時的に甲斐国の統一を実現したことが評価されている。

信昌期を中心とした一五世紀後半の甲斐国における政治史を扱った研究の動向をまとめると、まずは秋山敬氏の研究が注目されよう。⁽³⁾秋山氏は、信濃国守護職の小笠原家における持長と宗康・光康との対立の図式が甲斐国にも持ち込まれ、守護代跡部家と守護武田家との対立の構図に反映されたとして、幕府―光康（伊那小笠原家）―諏方家―武田家に対して、鎌倉（古河）公方―持長（府中小笠原家）―佐久大井家―跡部家という政治勢力の成立を提起した。さらに、甲斐国における実質的な戦国期の幕開けと見做した信昌による跡部景家討伐事件について、室町幕府と鎌倉府との対立という東国情勢の中に位置付けるとともに、単に有力国人の排除というだけでなく、国外の影響からの脱却と評価し、守護の地位を保持するためには自力により国人層を抑えていく必要性を指摘した。

また、柴辻俊六氏は、信昌期に新たに他国から甲斐武田家に新参している家臣を確認できることから、同時期が家臣団形成上で重要な時期であったことを指摘するとともに、⁽⁴⁾ 甲斐武田家の庶流および国人層が二派に分かれて断続的な争乱を展開した、延徳四年（一四九二）から翌五年にかけての武田信繩・信恵兄弟による家督争いの内乱は、国外の政治勢力（守護領国体制）から離脱して独自の地域的な領国体制を構築するための内乱の契機となり、信昌・信繩父子によって一定程度の大名領国制の形成が準備され始めたとし、当該時期は守護体制から戦国大名体制への移行期であったと位置付けた。⁽⁵⁾

この一方、丸島和洋氏は、信昌が景家を滅ぼした背景に甲斐国守護職への補任や幕府の権限放棄による一国公権の掌握を読み取ることが困難であり、武田・跡部両家の対立は、在国を継続することで地域権力化しつつあった勢力同士との衝突であったと指摘するとともに、細川京兆家に近い細川典厩家を取次として、堀越公方府を支えることを甲斐武田家に期待した室町幕府との関係性が維持されていることを重視している。⁽⁶⁾

さらに、家永遵嗣氏は、延徳四年（明応元年、一四九二）に始まった信昌・信繩父子の対立を、翌明応二年（二四九三）に起きた「明応の政変」と呼ばれる、細川政元が將軍足利義種追放・足利義澄擁立を図った政変と関連付け、堀越公方家の足利茶々丸、北条早雲（伊勢盛時・早雲庵宗瑞）、関東管領上杉顕定、諏方頼満、小笠原貞朝、穴山信懸の政治的・軍事的動向を踏まえて考察した。⁽⁷⁾

これらの研究動向を踏まえると、跡部景家の討伐を実現した武田信昌期を、室町幕府や鎌倉府体制に依拠しない地域的な領国体制成立への移行期とする従来の見解の一方、堀越公方府を支えることを期待した室町幕府と信昌との関係性を重視し、畿内・関東の政治情勢の中に甲斐国の状況を位置付ける見解が新たに提唱されている。しかし

ながら、一五世紀後半の列島規模における政治情勢を踏まえた幕府との関係が、甲斐武田家による地域権力の成立に、いかなる影響をもたらしたのかの考察が十分になされているとは言い難い。

そこで、本稿では、上杉禅秀の乱後の応永二十四年（一四一七）に甲斐国を追われた武田信重が、永享十年（一四三八）の永享の乱勃発に際して、室町幕府の支援を得て甲斐国への帰国を実現して以降、一五世紀後半の武田信昌・信繩期にかけての時期を対象に、幕府および家中との関係を考察し、甲斐武田家が甲斐国における公権力としての地位を確立した過程を探る。

一 甲斐武田家と幕府との交渉過程

永享十年（一四三八）における武田信重の甲斐帰国は、將軍足利義教が主導する室町幕府による鎌倉府対策を踏まえて実現した⁽⁸⁾。その三年後にあたる嘉吉元年（一四四一）六月二十四日に嘉吉の乱が勃発し、義教は播磨国守護赤松満祐によって殺害されたが、信重は永享の乱以前の自身を支える枠組みをそれ以降も引き継ぎ、管領を務めた細川京兆家の持之・勝元父子や、勝元を後見した叔父（持之弟）の細川持賢（細川典厩家）の支援を受けて、信濃国守護の小笠原政康との連携を図った⁽⁹⁾。

しかしながら、政康の没後に信濃国守護職をめぐる小笠原家の内紛が勃発する。本章では、この際における信重の活動がうかがわれる史料1の分析から考察を始めた。

【史料1】¹⁰

就信州事、御註進之趣、委細令披露候了、抑小笠原大膳大夫方事、無是非次第候、殊被落力候御心中察存候、雖然忠節之至、被感思召候、仍遺跡并守護職等事、被仰付六郎方候、其旨可有御存知候、巨細猶清左近將監可申候、恐々謹言、

五月四日 沙弥道賢（花押）

謹上 武田刑部大輔殿

（付箋）

「義持將軍」

史料1によると、文安三年（一四四六）五月四日、「沙弥道賢」（細川持賢）が「武田刑部大輔」（武田信重）に対して、信濃国における「小笠原大膳大夫」（小笠原宗康）の討死を報じた信重の注進を將軍に報告したことを伝えるとともに、宗康の遺跡と守護職の継承が「六郎」（小笠原光康）に認められたことを周知している。この際、持賢は信重の「忠節」を將軍足利義勝が評価した結果、光康に宗康の遺跡と守護職を継承させることを指摘している。したがって、光康への遺跡と守護職継承は、幕府の指示を信重側が受けたのではなく、信重側から幕府に要請したものであったことがうかがえよう。

すなわち、信重は、縁戚関係（従兄弟）にある小笠原政康の子宗康・光康兄弟を支え、小笠原持長（宗康兄弟の従兄弟）を支持した畠山持国と対抗する細川勝元・持賢と連携した。甲斐帰国の際に政康の扶助を受けた信重は、自

らの権力基盤と関わる信濃守護職小笠原家の後継者問題について、細川典厩家・京兆家を通して幕府に要請し、自らの望む方針の決定を実現させていたのである。

その後、信重は宝徳三年（一四五二）十一月二十四日に没し、嫡子の信守も四年後の享徳四年（一四五五）五月十一日に死去した。⁽¹¹⁾ 甲斐武田家当主の相次ぐ死去は、甲斐国内に混乱を呼び起こし、長禄元年（一四五七）十二月二十八日には小河原合戦と馬場合戦、また長禄二年（一四五八）正月八日にも合戦があり、討死した者が供養されている。⁽¹²⁾ また、同年十二月二十八日に向嶽庵の檀那であった「春益」（吉田春益）が二十歳で討死したという。⁽¹³⁾

この一方、同時期の関東では、享徳三年（一四五四）に享徳の乱が勃発し、関東の諸大名等は古河公方の足利成氏派と山内上杉・扇谷上杉派に分かれて争った。さらに、この戦乱は両上杉を支援し堀越公方の足利政知を東国に派遣した幕府をも巻き込み、文明十四年（一四八二）に將軍足利義政と成氏が和睦（都鄙合体）するまで、実に二十八年間の長期に及び周辺に影響を及ぼした。⁽¹⁴⁾ こうした状況において、甲斐武田家に対する幕府の対応がうかがわれる史料として、次の史料2をあげる。

【史料2】⁽¹⁵⁾

（長禄二年八月）

八日、奥州使者有良西堂、甲州・信州両国使者宗真西堂、書之遣于飯尾加賀守方也、

（中略）

十五日、（中略）奥州・出羽・甲州・信州之使節、西堂兩人被命也、宗真西者真如寺、有良西堂者安国寺、為使

節被賞、両寺入院御判被下也、甲斐惠林寺宝欽首座、入院御判被下也、以遠路之行故烏箒之類被下也、寿量品一卷被出、置于当軒也、書籍悉如元被置于御持仏堂北面御座也、

史料2によると、長禄二年（二四五八）八月八日、陸奥国への使者有良と甲斐・信濃两国への使者宗真が、書状を「飯尾加賀守」（飯尾為信）に届け出て、同十五日には陸奥・出羽・甲斐・信濃各国の使節に両名が補任された。この際、宗真には真如寺、有良には安国寺への入院を認める將軍足利義政の御判御教書が発給され、また宝欽に甲斐国惠林寺への入院を認める御判御教書も発給された。宗真の派遣については、関連する史料3を取り上げる。

【史料3】¹⁶

（モト懸紙ウハ書）

「謹上 木曾宮俊殿 沙弥道賢」

就甲州・信州軍勢出陣催促事、宗真西堂為使節被下向候、仍路次等事、毎々無等閑被懸御意候者、可令悦喜候、彼西堂事、於京都不断申承子細候間、如此令申候、恐々謹言、

九月六日 沙弥道賢（花押）

謹上 木曾宮俊殿

史料3によると、長禄二年（二四五八）に比定される九月六日、「沙弥道賢」（細川持賢）が「木曾宮俊」に対して、

甲斐・信濃両国の軍勢に出陣を催促する使者として、「宗真西堂」を京都より派遣するため、路次の警固を指示している。このように、宗真が甲斐・信濃両国に軍勢の出陣を催促する使者として派遣されたことを踏まえると、同時に陸奥・出羽両国への使者に任じられた有良もまた、軍勢催促を目的としていたと判断される。すなわち、長禄二年九月の軍勢催促は、甲斐・信濃・陸奥・出羽の各国に指示されており、関東に北と西から向かい合う鎌倉府管国の縁辺に及んでいる。この軍勢催促は、享徳の乱に際して、幕府が成氏を追討することを目的に行われたのであろう。

しかしながら、幕府による軍勢催促の要請は、必ずしも実現に至るものではなかった。寛正六年とされる乙酉（一四六五）十二月八日付で「今川治部大輔殿」と「武田太郎との」にそれぞれ発給された「足利義政御内書案」¹⁷には、成氏の武蔵国太田出陣に際して軍勢を派遣するよう義政が武田信昌と今川義忠に命じたものの、両者がそれに応じず派遣が遅滞しており、改めて下総国への軍勢派遣が催促されている。

先述した、長禄元年（一四五七）から翌二年にかけての甲斐国内の紛争も、甲斐武田家に参陣が呼び掛けられた享徳の乱と無関係ではあるまい。甲斐国を含む鎌倉府管国における支配体制の混乱と動揺が、甲斐国内外で紛争を引き起こす契機となったのである。

こうした中、甲斐武田家の家督を継承したのが信昌（幼名伊豆千代丸）であった。その存在は、寛正四年（一四六三）三月二十四日、伊豆千代丸が「細河右馬頭」（細川持賢）を通して、乾受の臨川寺公文職補任を幕府に願ひ出て、同月二十八日に將軍足利義政によって承されたことを初見とする。¹⁸ また、翌寛正五年（一四六四）八月二十八日には、「甲斐国武田五郎」（信昌）が將軍義政生母の「勝智院殿」（日野重子）の一周忌の仏事の供養として、千疋（十貫

文)の献上を申し出ており、この際も「細川右馬頭殿」(持賢)を通して申次がなされた⁽¹⁹⁾。同年十月二十二日に持賢を通して信昌より「御仏事銭」が実際に進上されており、いづれの事例も、信昌が細川持賢を通して義政周辺との関係を構築する内容であり、祖父信重以来の細川京兆家・典厩家との関係を、信昌も活用していたことがわかる⁽²¹⁾。

この翌年、甲斐国の異変に関する情報が京都にもたらされた。『蔭涼軒日録』文正元年(一四六六)閏二月二十日条には、「宴間織田周防守入浴、仍来問、説甲斐国武田対治彼被官之乱、驚起衆人尤為奇也」とあり、同書の筆者である季瓊真薬が、相国寺鹿苑院内にある蔭涼軒で宴を催していた最中に、京都に到着した織田周防守が訪れ、「甲斐国武田」が被官の反乱を退治したことを説明したところ、この報にその場の人々は驚愕したという。

「甲斐国武田」すなわち信昌が退治した「被官」について、秋山氏は甲申の年(寛正五年・一四六四)に「甲州」の「駿河入道」が死去し、その翌年と考えられる酉年(同六年・一四六五)に「上野守」が西保(山梨市牧丘町)の小田野城で自害したという『王代記』の記載内容により、この「被官」は、跡部上野介景家に該当すると解釈した⁽²²⁾。

小笠原家の庶流である跡部家は、信濃国佐久郡に拠点を置いた国人であったが、上杉禅秀の乱以降、政治的混乱に陥った甲斐国に進出し、輪宝一揆に結集した甲斐国人の支持を基盤に一定の勢力を形成するとともに、信重の甲斐帰国に寄与するなど、同国内において影響力を維持していた⁽²³⁾。

また、長禄二年(一四五八)八月二十八日付で「跡部上野介景家」が「向岳庵」に宛てて、「鶴郡田原内御寺領」を従来通り安堵する書状を発給しており、景家が向嶽庵の寺領安堵を通して公権力を行使していた事実を確認できる⁽²⁴⁾。

こうした権力を行使していた景家を信昌が討った原因について、秋山氏は氷川神社(山梨県甲州市)に伝わる寛正

二年（一四六一）棟札の考察を通して、岩崎郷（同）の領主である景家と信濃国の府中小笠原家出身と推測した惣領分代官小沢智寸との関係を踏まえ、幕府と鎌倉府、また信濃国における伊那小笠原家と府中小笠原家との対立と連動することを指摘し、幕府側の伊那小笠原家（宗康・光康）―諏方家（信満・頼満）―武田家（信昌）対、鎌倉府側の府中小笠原家（持長）―佐久大井家（政光）―跡部家（景家）という対立の構図を示した。⁽²⁵⁾

こうした秋山氏の見解は、甲斐国の国内情勢を、関東および信濃国の情勢の中に位置付けており、説得力のある見解である。しかしながら、小笠原持長を支援したのは、当時幕府の管領であった畠山持国である一方、小笠原宗康・光康を支援したのは、幕府内において持国と対抗関係にあった細川勝元・持賢であったことを踏まえると、この対立を幕府対鎌倉府という図式のみでは捉えられず、幕府内部における畠山派對細川派の主導権争いが反映されているのではないだろうか。

ここで、信昌が景家を討った寛正六年（一四六五）当時における甲斐・信濃両国と幕府との交渉過程を『親元日記』より抜粋したのが、史料4である。

【史料4】⁽²⁶⁾

（寛正六年六月）

二日、戊寅、天晴、

（中略）

甲斐武田方江被下御剣・香合・盆、自新造請取申之、以助三郎、

(中略)

三日、己卯、天晴、早旦微雨、

(中略)

甲斐武田五郎方江御書・御劍助近・香合別紅・益堆紅、并伴野上総介方江御書・御劍長光・段子萌黄・益桂槩、以上此両所分細川典厩江被進之、御使蟪又三郎、

(中略)

五日、辛巳、天晴、

(中略)

甲州武田五郎源信昌大長御馬事、就御尋一疋河原毛印進上之、去三月六日京着、仍御書事、自細川典厩依御催促、駿河殿江被仰遣之、

(中略)

(寛正六年七月)

二日、丁未、天晴、

(中略)

以松雪自貴殿奉之、就信州船山郷事、大井被官阿江木越後入道、以物詣便宜令上洛申間、事次大井以書状申、甲斐国事巨細別ニ注置之、

史料4によると、寛正六年六月二日、將軍足利義政より「甲斐武田方」（武田信昌）に御劍等が下賜され、助三郎を介して信昌の妻女より拝受の申出があったという。翌三日にも「甲斐武田五郎方」（信昌 および「伴野上総介方」に御書・御劍等が下賜されたが、いずれも「細川典厩」（細川持賢）を介して対応されたとのことである。さらに、「甲州武田五郎」（信昌）が、義政に「大長御馬」のため献上した馬一頭が三月六日に京都に到来していたが、このことについて、六月五日に義政の「御書」の発給を「細川典厩」（細川持賢）が催促したことにより、「駿河殿」（今川義忠か）へ送付することになったと記されている。

この一方、七月二日には、信濃国船山郷について大井家の被官である阿江木越後入道が上洛した際、甲斐国の状況が詳細に記載された大井家の書状を持参したという。このように、細川持賢を介した信昌と幕府との交渉ルートとは別に、信濃国佐久郡の国人である大井政光も「甲斐国の事」について幕府との交渉ルートを有していたことが判明する。政光からの書状提出については、それを取り次ぐ幕府側の人物を特定できないが、持賢の名が見えないことから、それ以外の人物であったのであろう。

すなわち、この間の甲斐国と幕府との間の交渉は、武田信昌および大井政光という二つのルートが並存しており、政光と連携する跡部景家側による幕府への接触がうかがわれる。

このように考えると、信昌による景家の討伐は、甲斐国と幕府との交渉ルートの帰属をめぐる甲斐武田家と跡部家との抗争の結果であったのではなからうか。信昌の立場からすると、信昌は跡部家をあくまで甲斐武田家の「被官」として扱うことで、自らの地位と行動の正当化を図ったのであろう。一方、幕府周辺においては、鎌倉府との対立過程で細川京兆家が主導して構築した甲斐武田家と跡部家との連携が、甲斐国における支配体制の基盤として

認識されていた。このため、信昌が景家を討ったことを伝え聞き、季瓊真薬らが驚愕したように、この事件は京都の人々にとって予想外の事態として受け止められたのであろう。

このように、信昌は甲斐国と幕府との交渉ルートの独占を図って、信重期以来の細川典厩家・京兆家との接触を継続し、景家討伐の成功により、その目的を実現したのではないだろうか。すなわち、信昌による景家討伐は、単なる地域権力間の抗争ではなく、幕府内部の細川・畠山両派間の主導権争いと、幕府との交渉ルートの独占による公権力の掌握をめぐる信昌と景家との対立が連動して勃発したと言えよう。

その後、文明四年（一四七二）四月から九月にかけて、景家と連携していた大井政光の軍勢と考えられる信濃勢の甲斐国侵攻が繰り返されたが、²⁷景家を甲斐武田家の被官として討った信昌の勝利により、甲斐武田家による家中の支配と甲斐国における公権力の掌握との一体化が確立したと考えられる。

二 甲斐武田家の家中成立

前章では、武田信昌による跡部景家討伐の結果、甲斐武田家による家中の支配と甲斐国における公権力の掌握が一体化したことを指摘した。それでは、一五世紀後半の甲斐武田家による家中の支配は、どのような状況であったのであろうか。本章では、この課題について考察する。まずは、一五世紀半ばの武田信重期における国人の動向について、史料5を取り上げる。

【史料5】⁽²⁸⁾

(前略) 武田申事甲州御敵現形事候、去程ニ少々不請暇罷下人等候、当勢落時者不可然候哉、毎事申談候間、同心ニ可致忠節候由被申、小笠原入道申事、尤近々被責事可然存候、乍去是程大城御息様以下宗徒者共数輩館籠候、哀々早々可責承度由申成、其故者自諸方落集人躰、兵糧限候間、不落内ニ可被責事肝要候歟、然ラ楚忽被責候者、用害習自然而責損手負以下候者、古河・山河其外御敵等出張候者、陣中野心族可得力候間、不可然候、
(後略)

永享十二年十月十五日

仙波常陸介^{再在}

伊勢守殿

御披露

史料5は、永享十二年(二四四〇)十月十五日、仙波常陸介が「伊勢守」(伊勢貞国)に対して、結城合戦に参陣した大名の状況を報告した申状の写である。このうち、「武田」(武田信重)は、甲斐国の武士の中から、信重に暇を請わずに帰国する者等もいるが、厳しく禁じているため、同心して忠節を致すことを申し出た旨が記されている。このことから、守護である信重に率いられて参陣した甲斐国の武士の中には、信重の指示に従わず独自の行動をとる者も存在したことが判明する。

さらに、先述した跡部景家討伐ほか、甲斐国内外の領主間の抗争による政治的な混乱は、土豪層の台頭を招いた。『王代記』には、文明十四年(二四八二)十月に「甲州地下一揆起」、翌十五年二月に「一揆の人々討死」と記されて

おり、甲斐国で「地下」(土豪)による一揆が勃発し、その四か月後に一揆の人々が討死を遂げ、鎮圧されたことがうかがわれる。守護武田信満が自害した上杉禪秀の乱直後にも、甲斐国では応永二十五年(一四一八)二月に「地下一族」が蜂起し、守護に補任された武田信元を追放する事態が生じたが、統治者側の抗争の間隙を突くように「地下人」と称された土豪層が一揆を結成して、甲斐武田家を始めとする守護や国人の権力に対抗したのである。

このように、一五世紀半ばから後半にかけて、甲斐国内の国人や土豪層は、守護である甲斐武田家に対して、必ずしも従属しておらず、同家の家中に編成されていた訳ではなかった。ここで、熊野参詣の先達職の売買・譲渡に係る証文を見ると、応永三十一年(一四二四)六月七日には、熊野三山検校の満意が、「甲斐武田并一族・被官人等」を対象とした「熊野参詣先達職」の知行を、住心院に対して従来通りに認める令旨を発給している。²⁹⁾ところが、その約四十年後の寛正六年(一四六五)四月二十三日には、尊雅と玄猷が「甲州三家先達職」の売買に際して、山伏特に門徒頭の地位を従来同様とすることを「弁僧都御房」(厳尊)に伝えている。³⁰⁾この先達職については、文明元年(一四六九)七月二十三日、厳尊が住心院より買得した熊野参詣先達職を弟子の上野公宗秀に譲渡しているが、その内容を伝える証文には、「譲与 甲斐国武田・辺見・跡部一家・被官・地下人等、熊野参詣先達職之事、右檀那者、久住心院殿様御知行之在所也、雖然厳尊僧都買得之」と記されている。³¹⁾これによると、「武田・辺見・跡部一家・被官・地下人等」を対象とした熊野参詣先達職は、長期にわたり住心院の所有であったが、これを厳尊が買い取って入手したという。

したがって、寛正六年の文書に見える「甲州三家先達職」とは、文明元年の文書に見える「甲斐国武田・辺見・跡部一家」に該当する。すなわち、応永三十一年から約四十年間の歳月を経て、まさに信昌が景家を討った寛正六

年の段階で、跡部家がかつて足利持氏の支援を受けた逸見有直の一族とともに、守護である甲斐武田家の一族や被官とは異なり、その家中には属さず、むしろ同家と比肩する存在として見做されていたのである。⁽³²⁾

同年の景家滅亡は、こうした家中の並立状況を解消する契機となったと考えられよう。この後、信昌から孫の信虎の代にかけて、親族の穴山信懸や奉行人の曾祢昌長、楠甫（楠浦）昌勝らをはじめとする甲斐武田家の家中が形成されていく。⁽³³⁾

このうち曾祢家について、丸島和洋氏は、広厳院（山梨県笛吹市）の開基である曾祢祥雲が信濃国守護小笠原家の庶流で足利義持の命令により甲斐国に入部し、鎌倉府との境目防衛の役割を期待されたとし、武田信重権力そのものが小笠原家の支援なしでは成り立たない状況にあったことを指摘している。⁽³⁴⁾ この際、丸島氏が論拠とした宝徳二年（一四五〇）仲夏（五月）二十日付の曾祢祥雲像の賛を抜粋したのが史料6である。

【史料6】⁽³⁵⁾

（前略）曾祢廼小笠原之支族而、属于甲州府君之幕下既久矣、世竭忠誠如水魚、然雖戰有利不利而、終不忒其心、是故府君益親雄、烈志氣為幕下、以為爪牙焉、

勝定相公操政柄曰特選斯人俾居甲州之帥化及于外州也、託於富士之麓、阻於夷夏之交、兼山習坎、彊兵精卒之所出也、（中略）賛曰、

清和苗裔 義光之孫 赫尔厥姓 濫觴維源 曾祢本系 出小笠原 世竭忠誠 為屏為藩 京居歷歲 遐阻鄉園

（後略）

史料6によると、曾祢祥雲（道慶）は小笠原家の庶流で「勝定相公」（足利義持）の指示により甲斐国において関東との境界を警備するために、「甲州府君」（信重）に出仕した。この一方、史料中に「為屏為藩 京居歴歳」とあるように、祥雲は長く京都に居住して室町將軍に仕えていたことが判明する。したがって、祥雲は小笠原家の一族という立場ではなく、義持との直接的な関係により信重を支援したと判断される。

また、結城合戦後の嘉吉元年（一四四二）、足利義教は信重からもたらされた去年十二月十二日および本年今月一日の合戦の報告を踏まえ、「御感」（感状）と「御教書」を送付するとともに、「手負注文」に証判を加えているが、史料中に委細は「曾祢三河入道」より伝達することから、信重は合戦状況の報告のため、時期の一致により祥雲に該当すると推測される。「曾祢三河入道」を京都に派遣したのであろう。そして、嘉吉元年（一四四二）四月二十六日、義教は信重に対して、「結城館」を去十六日に陥落させた注進が同二十日に到来し報告を受けた旨を伝え、討死した者の注文に対して「御感」（感状）を追って発給すること、また首級を早く進上することを指示した。⁴⁷この際も、義教は詳細を「曾祢」が報告する旨を伝えており、「曾祢三河入道」が義教の指示により幕府と信重との間を調整する役割を継続して果たしていたことがうかがわれる。

その後、信昌の孫信虎の代となった大永七年（一五二七）二月、三好元長に敗北して京都から近江国坂本（滋賀県大津市）へと逃れていた將軍足利義晴に、信虎が見舞いと忠節を誓った書状を送ったのに対して、四月二十七日付で義晴は「武田左京大夫」（信虎）に宛てて上洛を促す御内書を発給した。⁴⁸

それに先立つ三月十九日付で「三河守昌長」（曾祢昌長）および「刑部少輔昌勝」（楠甫昌勝）が「坂田御報人々」に宛てた書状⁴⁹には、「就従江州御 内書之儀、畠山次郎殿・井上民部少輔殿一札三通具令披見候了、爰許之様体委曲服

部方口上二令申候之由、可得御意候」とあり、昌長・昌勝は、近江国に滞在中であった義晴よりの御内書に関連して甲斐武田家に送られた「畠山次郎」および「井上民部少輔」の書状に対し、「服部方」を通して甲斐武田家の状況を回答する旨について義晴の了承を得たい意向を示している。

さらに、三月二十八日付で「三河守昌長」が「坂田人々」に宛てて記した書状¹⁰には、「追而申候、江州 御下知之事、就之委曲以口上如申候、当代無力、殊更近国重令守京都候、上使御下国者不被及覚悟候、御内書為内義御無沙汰候者、定御請可被申候、即服部可被申候間、不能具候」とあり、「江州 御下知」に対して、「当代」（甲斐武田家）は無力のため近国の軍勢により京都を守るべきであること、また上使の下向は受け入れがたいが、御内書の発給は承ることを「服部」から伝える旨が記されている。

このように、曾祢昌長と楠甫昌勝、とりわけ祥雲の末裔と考えられる昌長が室町將軍の避難先となった近江国の坂田家との取次を担当していたことが判明する。一五世紀後半に室町將軍との関係を踏まえて幕府と甲斐武田家との取次を担った曾祢家の役割は、一六世紀前半になっても甲斐武田家の家中において継承されていたのである。¹¹

なお、信昌による跡部景家討伐は、一六世紀前半における家中の人々に影響を及ぼした。¹²史料7は、信虎・晴信（信玄）期における甲斐武田家の重臣板垣信方が向嶽庵に送った書状である。

【史料7】⁴³

（懸紙ウハ書）

板垣

謹上 塩山 駿河守信方

侍者御中 〱

跡部鉄牛有子細、成当家御被官怨霊、因茲為信方冥加、宇多田之内九日免壹反所永令寄進之、彼上州免愚痴心、御弔所仰候、恐々敬白、

天文九年庚子

三月吉日 駿河守信方（花押）

謹上 塩山

侍者御中

史料7によると、信方は天文九年（一五四〇）三月に宇多田（山梨市歌田）の内で一段の土地を向嶽庵に寄進した。その趣旨として信方は、「跡部鉄牛」の怨霊が「当家御被官」を悩ますため、「彼上州」の霊を弔うよう「仰」があったことを述べている。この「跡部鉄牛」および「上州」は跡部景家を指しており、「当家」すなわち甲斐武田家の当主である信虎の指示により、信方は向嶽庵に景家の弔いを依頼し、土地を寄進したのである。

このように、一六世紀前半、景家の怨霊は甲斐武田家の当主のみならず、家中共通に影響すると認識されていたことが判明する。景家の滅亡は、甲斐武田家の家中において世代を越えて記憶されるとともに、動揺をもたらす原因として認識されていたことがわかる。

したがって、跡部景家討伐の「記憶」を甲斐武田家の当主と甲斐国の国人らが共有することによって、同一の歴史認識を持って甲斐武田家の家中が成立したと言えよう。⁽⁴⁾

三 甲斐武田家当主の権限と地位

ここまで、一五世紀後半における甲斐武田家と幕府との交渉過程、並びに甲斐武田家による家中の成立過程について論じてきた。第三章では、こうした過程を経て形成された一五世紀後半における甲斐武田家の権力と地位について考察する。

同時期に甲斐武田家の当主が発給した現存する文書数は僅かしかなく、当主の権力の全容を把握することは困難であるが、一五世紀半ばに当主の有した権限がうかがわれるのが、文安三年（一四四六）三月付の史料⁸である。

【史料⁸】

（包紙ウハ書）

「成就院殿」

一条一蓮寺客殿造営事、去年既雖被費巧匠之暇、大儀之間、未事行者歟、然当寺者先祖代々氏寺、於其門徒異他在所也、旁難打置之間、已前雖及合力、猶以不成就、然者國中貴賤真俗同心有助成者、且為国且為結縁也、仍執達如件、

文安三年三月日

沙弥(花押)

史料8には、当時未竣工であった一蓮寺(甲府市)の客殿造営について、「沙弥」(武田信重)が同寺を「先祖代々氏寺」と位置付けるとともに、「国」のため、また結縁のためになるとして、「国中貴賤真俗」が同心して助成するよう勸進を呼び掛ける内容が記されている。「先祖代々氏寺」と表記された一蓮寺は、甲斐武田家の先祖の菩提を弔う家中の寺院と見做される一方、史料中に記されている「国中」および「国」は甲斐国を指している。このことを踏まえると、甲斐武田家の家中における先祖の供養の論理が、「国中」「国」という甲斐一国の公権的な寺社興行の論理と一致して用いられていると判断される。すなわち、一五世紀半ばには、甲斐武田家の家中の支配と甲斐一国の公権的な支配を同一視する信重の意向が示されたのである。

また、史料8と同年の七月十六日付けで、向嶽庵に宛てられた史料9の書下が作成されている。

【史料9⁴⁶】

塩山向岳庵領并大慶庵領、同各庵敷地等之事

御屋形様被成御判候上者、於于諸公事、任先規可有免除之由被仰出候、其旨可有御得意候、若猶自地頭領主方兎角被申候者、可預御注進候、仍而為後証進折紙候、恐々謹言、

(異筆)「小河原豊前入道」

文安三年^{丙寅}七月十六日 浄継（花押）

向岳庵都寺禪師

史料9によると、浄継が「御屋形様」（信重）の「御判」を受けて、向嶽庵領・大慶庵領および各庵の敷地等にかかる諸公事を従来通り免除する旨を向嶽庵に伝えるとともに、「地頭領主方」より諸公事の賦課の要求があった場合には注進するよう指示している。「御屋形様」である信重の「御判」が諸公事免除の根拠となったのであり、諸公事免除の決定は、地頭等の国人を超越した甲斐武田家の権限として認識されていたのである。

このように、一蓮寺や向嶽庵という甲斐武田家と関係の深い寺院にとどまるものの、寺社興行や公事免除といった一六世紀の甲斐武田家当主が有した権限が、一五世紀半ばの信重期に成立していたことがうかがわれる。

それでは、上記のような権限を掌握した甲斐武田家当主の地位は、一五世紀後半の甲斐国で、どのように認識されていたのであろうか。当該時期に勃発した甲斐国内外の紛争の推移を踏まえて論じたい。

『王代記』によると、延徳二年（一四九〇）九月十六日に河内地域の穴山家および西郡の大井家という、甲斐武田家の諸流で所領の隣接する国人間で紛争が勃発した。さらに、明応元年（一四九二）九月には「駿河衆」が甲斐国へ侵攻したが、同年に甲斐国では「兄弟相論」が起こり、七月二十二日に「一河」（市川）で合戦があった。この「兄弟相論」とは信縄と弟信恵との間の紛争を指しており、『塩山向嶽庵小年代記』には、同年六月十三日に「国中大乱」が発生し、九月九日に「駿河勢」が侵攻したと記されていることから、信縄・信恵間の紛争が発生したのは六月十三日、七月十二日には市川で両者の合戦があり、その混乱の最中の九月九日に駿河国の軍勢が甲斐国に侵攻

したことになる。⁽⁴⁷⁾

この信繩・信恵兄弟の紛争勃発について、『勝山記』延徳四年（明応元年、一四九二）条には、「此年六月十一日、甲州乱国ニ成リ始テ候也」と記されており、甲斐国の人々が「乱国」の始まりと認識していたことがうかがわれるが、同時期に甲斐国の周辺では大きな政治変動が起きていた。『勝山記』「明応元辛亥」（実際に辛亥は延徳三年、一四九二）条には、「北条ノ御所」（堀越公方足利政知）が死去し、また明応二年（一四九三）条には、駿河国より伊豆国への侵攻、すなわち伊勢宗瑞による政知の遺児足利茶々丸攻撃があったことが記されている。この結果、明応四年（一四九五）条によると、「御所」（茶々丸）が「島」に逃亡し、八月になると伊豆国より「伊勢入道」（宗瑞）が甲斐国に侵攻して籠坂峠に着陣したが、和睦が成立して撤退したという。さらに同五年（一四九六）条によると、「北条ノ君」（茶々丸）が武蔵国から甲斐国都留郡吉田郷（山梨県富士吉田市）の正覚庵に移っている。

このように、伊豆国を追われた足利茶々丸、およびそれを追討する伊勢宗瑞が相次いで甲斐国に向向していることから、家永遵嗣氏は、延徳四年（明応元年、一四九二）に始まった甲斐武田家の内紛を、翌明応二年（一四九三）に細川政元が將軍足利義種追放・足利義澄擁立を図った「明応の政変」と関連付け、堀越公方家の足利茶々丸を支援した関東管領の山内上杉顕定と連携した信繩に、伊勢宗瑞や今川氏親と連携した信昌・信懸が反発したことを指摘している。⁽⁴⁸⁾

すなわち、畿内・東国の政治的な抗争が甲斐武田家の「兄弟相論」や穴山・大井両家の紛争と結び付いた結果が、「甲州乱国」または「国中大乱」と呼ばれる大規模な紛争へと発展したのであるが、この過程では甲斐武田家による家中および公権力の掌握そのものを否定する状況を確認できず、甲斐武田家の家中の支配と甲斐一国の公権的な支

配の一体化は維持されていたと考えられる。

『勝山記』明応七年（二四九八）条によると、この紛争の中核となった「兄弟相論」は、当事者である信繩、および信恵を支援した父信昌との間で和睦が成立したが、『王代記』によると同年八月に足利茶々丸が伊勢宗瑞により滅亡したことが伝わっている。

その後も宗瑞による郡内地域への侵攻は繰り返されたものの、甲斐国内外の紛争は明応七年をもってひとまず収束した。この七年後の永正二年（一五〇五）に記された今川本の『太平記』巻第一の奥書が、次の史料10である。

【史料10³⁰】

永正二年乙丑五月廿一日、右筆丘可^{老年五十四}

右、此本、甲州胡馬県河内南部郷ニテ書写畢、御所持者、当国主之伯父武田兵部太輔、受領伊豆守、実名信懸、法名道義、齋名臥龍卜号、書籍数奇之至リ、去癸亥之冬、駿州国主今川五郎源氏親ヨリ有借用、雖令頓写之、筆之達不達歟、又智之熟不熟歟、損字落字多之、詭予一筆被為写、年既及六十、眼闇手疼、辞退千万、雖然、依難背貴命、全部書之訖、雖然、烏焉馬之謬、猶巨多也、然処、爰伊豆之国主伊勢新九郎、剃髮染衣、号早雲庵宗瑞、臥龍庵主与結盟事如膠漆耳、頗早雲庵平生此太平記嗜翫、借筆集類本糺明之、既事成之後、関東野州足利之学校へ令詵、学徒往々糺明之、豆州へ還之、早雲庵主重此本ヲ令上洛、詵壬生官務大外記、点朱引読僻以片仮名矣、実我朝史記也、臥龍庵伝聞之、借用以又被封余也、依応尊命、重写之畢、以此書成紀綱号令者、天下太平至祝々々、

史料を解読すると、信懸は「癸亥」（文龜三年、一五〇三）に「駿州国主」の今川氏親から『太平記』を借用して頓写させたが不備が多く、永正二年（一五〇五）に改めて丘可に書写を命じた。丘可は高齢を理由に辞退を申し出たが、信懸の命令に背きがたく全巻の書写を終えた。しかしながら、なお誤記が多かったため、信懸は自らと親交が深く、『太平記』を愛読した「伊豆之国主」である「早雲庵宗瑞」（伊勢新九郎）すなわち伊勢宗瑞が所持し、下野国の足利学校や京都の壬生官務家にて添削を果たした精緻な写本を借用して、また丘可に書写を命じ、『太平記』の写本を完成させたと解釈できる。⁽³¹⁾

史料中、信懸は自身を指して「当国主之伯父」、すなわち武田信繩の伯父と表記しており、信繩が甲斐国の「国主」と呼称されていたことがうかがわれる。同じく駿河国守護の今川氏親が「駿州国主」、また細川政元の意向により足利茶々丸を討った伊勢宗瑞が「伊豆之国主」と表記されており、一五世紀末から一六世紀初頭にかけて、守護職補任の有無にかかわらず諸国の統治を政権より委任された主体として「国主」号が地域社会で使用されたことを確認できる。

こうした「国主」号は、一六世紀後半の甲斐武田家においても使用された。信繩の曾孫勝頼は、天正四年（一五七六）四月十六日に恵林寺（甲州市）において父信玄の葬儀を催し、同二十六日には予修となる七回忌の法要を挙行したが、その法語をまとめた『天正玄公仏事法語』（恵林寺蔵）の「散説」を見ると、勝頼は「大日本国甲信上駿遠五州太守源府君」、すなわち甲斐武田家の領国である甲斐・信濃・上野・駿河・遠江の五か国を統治する「太守」と称されている。⁽³²⁾ 信玄や勝頼は、五か国全ての守護職への補任や国司への任官を果たしていないが、甲斐武田家の家中周辺において総じて「太守」と認められているのであり、この「太守」は「国主」と同様の意味を持つ呼称であ

ったと言えよう。

こうして、一五世紀後半に甲斐武田家の家中の支配と甲斐一国の公権的な支配の一体化が継続した結果、守護職補任にかかわらず甲斐武田家の権力が確立したのではないだろうか。

おわりに

以上、一五世紀後半を中心に、甲斐武田家が甲斐国における公権力としての地位を確立した過程を考察した。この内容は次の通りである。

○武田信昌は、一五世紀前半の祖父信重期に形成された細川典厩家・京兆家との接触を継続して、室町幕府内で細川京兆家に対抗した畠山家との接触を持ったと推測される跡部景家の討伐により、甲斐国と幕府との交渉ルートの独占化を実現した。景家を甲斐武田家の被官として討った信昌の勝利によって甲斐武田家による家中の支配と甲斐国における公権力の掌握との一体化が確立したと考えられる。

○一五世紀半ばから後半にかけて、甲斐国内の国人や土豪層は必ずしも甲斐武田家の家中に編成されておらず、跡部家や逸見家は甲斐武田家と並立して家中を形成する存在と見做された。景家の滅亡は、こうした状況を解消する契機となったが、一五世紀後半に室町将軍との関係を踏まえて幕府と甲斐武田家との取次を担った曾祿家の役割は、一六世紀前半になっても甲斐武田家の家中に継承された。

○一五世紀半ばの信重期には、甲斐武田家の家中の支配と甲斐一国の公権的な支配が既に同一視されており、諸公

事免除の決定は国人を超越した同家の権限として認識された。一五世紀末に勃発した紛争を経て、一五世紀末から一六世紀初頭にかけて、守護職補任の有無にかかわらず諸国の統治を政権より委任された主体として、「国主」号が地域社会で甲斐武田家の当主に使用された。

このように、一五世紀後半の甲斐武田家による家中の形成や公権力の掌握は、信重期に端緒が見られ、信昌期における幕府との交渉ルートの独占や京都とのネットワークを有する国人の家中編入を介して、家中の支配と甲斐国における公権力の掌握との一体化が確立した。この結果、信繩期には守護職を世襲した甲斐武田家であっても、守護職補任の有無にかかわらず、地域社会において「国主」という概念により統治の正当性が受容されたのである。

同時期に成立した甲斐武田家の権力は、一六世紀の信虎・晴信（信玄）・勝頼期における状況の前提となったと考えられるが、本稿では一六世紀の状況を深く扱わなかった。この課題については、別稿での考察を期したい。

註

- (1) 柴辻俊六『戦国大名領の研究―甲斐武田氏領の展開―』（名著出版、一九八一年）、笹本正治『戦国大名武田氏の研究』（思文閣出版、一九九三年）、勝俣鎮夫『戦国時代論』（岩波書店、一九九六年）、平山優『戦国大名領国の基礎構造』（校倉書房、一九九九年）等。
- (2) 矢田俊文『日本中世戦国期権力構造の研究』（塙書房、一九九八年）。
- (3) 秋山敬『甲斐武田氏と国人―戦国大名成立過程の研究―』（高志書院、二〇〇三年）、「跡部氏の強盛と滅亡の背景」（初出二〇〇三年）。
- (4) 柴辻俊六『甲斐武田一族』（新人物往来社、二〇〇五年）第五章「領国再編期の武田一族」。

- (5) 柴辻前掲註(1)著書、第一章「戦国大名領の形成」。
- (6) 丸島和洋『戦国大名武田氏の権力構造』(思文閣出版、二〇一一年)第二章「室町く戦国期の武田氏権力―守護職の評価をめぐって―」。
- (7) 家永遵嗣「甲斐・信濃における『戦国』状況の起点 秋山敬氏の業績に学ぶ」(『武田氏研究』四八、二〇一三年)。
- (8) 武田信重の甲斐帰国に至る過程については、拙稿「十五世紀前半の東国情勢と甲斐武田家の動向」(『紀要』六八、中央大学文学部、二〇二三年)を参照されたい。
- (9) 拙著「武田一族の中世」(吉川弘文館、二〇二三年)「戦国甲斐国の幕開け」。
- (10) 「細川持賢書状」(『山梨県史』資料編5中世2上原外文書、山梨県、二〇〇五年「以下『山』資5上という」一〇七〇号、東京大学史料編纂所蔵小笠原家文書)。
- (11) 「一蓮寺過去帳」(『山梨県史』資料編6中世3上県内記録、山梨県、二〇〇一年「以下『山』資6上という」資料編記録類二二)。
- (12) 前掲註(11)参照。
- (13) 『塩山向嶽禅庵小年代記』(『山』資6上、資料編記録類二)。
- (14) 峰岸純夫「享徳の乱中世東国の『三十年戦争』」(講談社、二〇一七年)。
- (15) 竹内理三編『増補統史料大成』21蔭涼軒日録一(臨川書店、一九五八年、以下『蔭』という)長祿二年(二四五八)八月八日条、同十五日条。
- (16) 「細川持賢書状」(『山』資5上1一〇七一号、東京大学史料編纂所蔵小笠原家文書)。
- (17) 宮内庁書陵部所蔵図書寮文庫「室町殿御内書案(長祿・寛正・関東方2)」所収。
- (18) 『蔭』寛正四年(二四六三)三月二十四日条。
- (19) 『蔭』寛正五年(二四六四)八月二十八日条。
- (20) 『蔭』同十月二十二日条。
- (21) 当該時期に、武田信昌が足利義政周辺との関係構築に腐心していた理由について、甲斐国守護への補任を願うての行動とする見解が示されているが(秋山敬「武田信昌の守護補任事情」同「甲斐武田氏と国人―戦国大名成立過程の研究―」)。

- 享徳四年（一四五五）の信守の没後約十年間にわたり甲斐国が再度の守護不在となったことを、史料上では確認できない。
- (22) 秋山前掲註(3)論文。
- (23) 『武田源氏一統系図』（『山梨県史』資料編6中世3下県外記録、山梨県、二〇〇二年「以下『山』資6下という」一八一号）に付された「古時覚書之写 甲斐国住根本之事」には、跡部駿河守が甲斐国の守護代であったと叙述されている。
- (24) 「跡部景家安堵状」（『山梨県史』資料編4中世1県内文書、山梨県、一九九九年「以下『山』資4という」三八四号、向嶽寺文書）。
- (25) 秋山前掲註(21)論文。なお、秋山正典「守護武田氏の権力構造 武田信重帰国後の動向から」（『武田氏研究』二七、二〇〇三年）では、武田信重没後の跡部家との対立を守護家内部での主導権争いと指摘している。
- (26) 竹内理三編『続史料大成』10親元日記（一）（臨川書店、一九六七年）寛正六年（一四六五）六月二日条、同三日条、同五日条、同七月二日条。なお、史料中に付された合点は省略した。
- (27) 『王代記』（『山』資6上、資料編記録類三）文明四年（一四七二）四月二十二日条、同九月十二日条。『勝山記』（同四）文明四年（一四七二）条。なお、『王代記』によると、信濃勢による甲斐国への侵攻は、文明九年（一四七七）四月から五月にかけても記録されている。
- (28) 「仙波常陸介申状写」（『山』資5上一〇七四号、東京大学史料編纂所蔵「関東合戦記」所収文書）。
- (29) 「熊野三山校満意令旨案」（『山梨県史』資料編5中世2下県外文書、山梨県、二〇〇五年「以下『山』資5下という」二五七二号、住心院文書）。
- (30) 「尊雅・玄猷連署書状案」（『山』資5下二五七五号文書、同）。
- (31) 「嚴尊先達職議状案」（『山』資5下二五六七号、同）。
- (32) この件について、丸島和洋『戦国大名武田氏の権力構造』（思文閣出版、二〇一一年）第二章「室町〜戦国期の武田氏権力―守護職の評価をめぐって―」では、跡部家が甲斐国において一定の勢力構築に成功し、地域権力化しつつあったことを指摘している。
- (33) 正月十九日付「工藤昌祐書状」（『山』資5下二四六三号、神宮文庫所蔵幸福大夫文書）には、「工藤藤七藤原昌祐」が「幸福大夫殿」に宛てて「於御神前、屋形御祈禱并万度御被贈進候、則令披露候之処、目出度之由御意候」と記している

が、同日付の「武田信繩書状」(同二四五一号、同)に「委曲從藤七所可申候間」とあることから、「工藤昌祐書状」の「屋形」とは武田信繩に該当し、昌祐は信繩の側近として家中に属していたことがわかる。伊勢神宮外宮の御師である幸福大夫に宛てて、祈祷の趣旨を「屋形」「御屋形様」に披露したことを伝える書状の差出人には、昌祐のほか「曾祢孫四郎昌長」「楠浦清三昌勝」「加津野兵部丞勝房」の名が見え(正月二十四日付「曾祢昌長書状」同二四六号、十一月一日付「楠浦昌勝書状」同二四五五号、五月十八日付「加津野勝房書状」同二四六一号)、彼らが一五世紀末から一六世紀初頭にかけて、甲斐武田家当主の側近であったと考えられる。

(34) 丸島前掲註(32)論文。

(35) 「曾祢祥雲画像賛」(『山』資6上、資料編奥書類一〇六八号、広嚴院蔵)。

(36) 「足利義教御内書案」(『山』資5下二六〇六号、本願寺(西本願寺)所蔵「足利將軍御内書并奉書留」所収文書)。

(37) 「足利義教御内書案」(『山』資5下二六〇七号、同)。

(38) 「足利義晴御内書案写」(柴辻俊六・黒田基樹・丸島和洋編『戦国遺文 武田氏編』第六卷、東京堂出版、二〇〇六年、四〇一〇号、東洋文庫所蔵「室町殿御内書案」)。

(39) 「曾祢昌長・楠浦昌勝連署書状写」(『山』資5上二二二二号、秋田県公文書館所蔵「秋田藩家蔵文書」所収文書卷一八)。

(40) 「曾祢昌長書状写」(『山』資5上二三三三号、秋田県公文書館所蔵「秋田藩家蔵文書」所収文書卷一八)。

(41) 楠浦昌勝は、文亀四年(一五〇四)二月、臨濟宗の向嶽庵(甲州市)において、大衆が支持する住持の「天船竺和尚」と「林都寺」との間で「知事頭首法度」をめぐる相論が発生し、同庵が信昌の子信繩に目安を提出した際、これを取り次ぎ信昌に披露するとともに、「林都寺」が開山以来の法度に違反したことを非難し、従来通りに寺内で同心し談合するよう求めた信繩の意向について、信昌の同意を求めた上で向嶽庵に返答している(「武田信繩書状」『山』資4三八五号、向嶽寺文書、「楠浦昌勝書状」同三八六号、同、「武田信昌・同信繩連署寺中法度」同三七四号、同、「塩山向嶽庵小年代記」文亀四年(一五〇四)条)。

(42) 信昌・信繩が死去した年代は、『甲陽日記』(『山』資6上、資料編記録類一)および『塩山向嶽庵小年代記』に拠る。

(43) 「板垣信方寄進状」(『山』資4三四七号、向嶽寺文書)。

(44) なお、『甲陽軍鑑』品第三より、楯無鎧が源義光の鎧として崇拜され、御旗とともに甲斐武田家の家督相続の際に嫡子に

継承されたという伝承が、一七世紀初頭に存在したことを確認できるが、同書とともに編纂されたと考えられている『甲陽軍鑑末書』下巻上九本之四によると、武田信昌が跡部景家と対戦した際、楯無鎧を着用していた景家が矢に当たって討死したが、その後信昌が鎧を着て矢を射させても全く通さなかったという伝承が存在した。楯無鎧が信昌との関係により、靈験あらたかな鎧として伝来したことがうかがわれる。

(45) 「武田信重奉書」(『山』資4一八号、一蓮寺文書)。

(46) 「浄継書下」(『山』資4三三七号、向嶽寺文書)。

(47) 秋山敬「穴山信懸の生涯と事蹟」(同著『甲斐武田氏と国人の中世』岩田書院、二〇一四年、第二編第二章、初出二〇〇九年)は、「駿河勢」の侵攻について、今川氏親と関係を持っていた穴山信懸の要請により、信繩を支援する目的であったと指摘している。

(48) 家永前掲註(7)論文。

(49) 『勝山記』文亀二年(一五〇二)条。

(50) 『太平記(今川本)』(『山』資6下三一〇号)。

(51) 本史料の解釈について、秋山前掲註(47)論文では、信懸が当初より丘可に『太平記』の書写を命じたとしているが、「筆之達不達歟、又智之熟不熟歟、損字落字多之」という結果を受けて、初めて丘可に書写が命じられたことがわかる。

(52) 『天正玄公私事法語』(『山』資6上、資料編記録類七)。

